

### 第三者評価結果

事業所名：小学館アカデミー 南さいわい町保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、法人が児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等を参考にしながら作成したもので、全園共通となっています。この地域の歴史は古く、川崎駅の隣に位置していますが、閑静な住宅街です。開園時間は7時～20時となっており、核家族や三世帯家族が利用者の中心となっています。勤務形態はフルタイム、電車通勤や近隣への通勤者が多くなっています。園ではこのような地域の実態とそれに対応した事業、養護、教育、食育の目標を、法人の方針に合わせて加筆しています。園長は、入園してくる子どもを取り巻く環境や、顔が見える環境を重視した子育て支援を行うという幸区の方針と地域の実態に合わせて、毎年2月ごろに当年度の目標達成状況を主任とともに評価します。その後法人の方針を確認し、次年度の計画を作成します。今後は年度末の評価をする際、職員に周知し、見直しの際には職員の意見も取り入れて、次年度の計画を作成すると良いでしょう。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室は高層マンションの2階にあります。保育室の温度は、夏は28度以下、冬は21度くらいに設定しています。室内にはエアコン、加湿器を設置しています。同じ階の少し離れた場所にあるバルコニーは音が響くため、職員は子どもと活動する際には周囲に配慮しています。室内には防災マットを敷き、コーナー遊びができるようにしています。1、2歳児はマットで座って遊んだり、空いたスペースで体を動かしたりしています。3～5歳児は自由時間に、マットの上でブロック遊びをしたり、本を読んだり、絵を描いたりしています。職員は子どもたちの希望に合わせて、いろいろな玩具を出しています。一人になりたい子どもは職員が付き添って、園の入り口の絵本コーナーにいることもあります。午睡の前には机を片付けてコット（簡易ベッド）を出しますが、出す前に床掃除をしています。手洗い場とトイレは1日1回、職員が交代で掃除を行っています。床や玩具、その他の場所も次亜塩素酸ナトリウムを希釈した水で拭いて消毒しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、入園時に提出された保護者の書類を基に、日々の保育の中で子どもの育ちを把握しています。個人差が大きい1、2歳児は個別指導計画を立て、個別日誌を作成します。クラス日誌でも一人ひとりの育ちを記録しています。情報共有は昼打ち合わせ、職員会議、リーダー会議、書類閲覧で行います。小規模保育園なので、養護に配慮した環境の中で子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、職員が触れ合い、言葉がけをしています。話す際には口調、声の大きさに気を付け、子どもが声の強さで委縮してしまうことがないようにしています。クラス担任、統括主任、主任、看護師が日々の保育の状況や連絡帳を確認したうえで、子どもの気持ちに配慮し、一人ひとりの子どもの気持ちをくみ取れるようにかかわっています。子どもの個性に合わせ、無理強いしない、様子をいっしょに見る、いっしょに参加する、自分でやりたいと思うようになるまで待つ等の対応をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員は子どもたち一人ひとりの育ちや状況を把握したうえで、子どもが自分でやりたい気持ちを大切に作る環境を作るために、2人担任制を活用しています。子ども一人ひとりの気持ちに対応できるように、担当の時間配分を工夫して、子どもに向かい合い、必要な支援を行っています。トイレトレーニング等、保護者も強い関心を持つ生活習慣については、保護者とも連携しながら、習得を進めていきます。保護者の考え方で、進捗や考え方に相違が出ることもありますが、子どもの気持ちを大切にして、保護者に進み具合を話し、納得してもらったうえで、できることを増やしていくようにしています。職員は、子どもが新しく取り組んで、できたことは褒め、認めることを心がけています。また、子どもが生活習慣の大切さを理解しやすいように、絵本や紙芝居を使って説明します。絵本は読み聞かせ、紙芝居は食事の前など、活動の前の導入段階で使用しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; おおむね3歳児になれば、子どもたちは集団生活の中で自分の好きな遊びを選べるようになります。戸外活動や散歩の準備をするときは、必要なものを自分で揃えられるように、また何が必要なのか気づけるように、介助していきます。令和4年度は「絵本」をテーマに遊びを展開していくことを活動のねらいとしています。集団遊びでは鬼ごっこ、しっぽとり、かくれんぼ、一等賞体操、いす取りゲーム等、子どもが楽しんで取り組めるような内容の遊びを計画の中に取り入れ、進んで体を動かせるような環境を作っています。3～5歳児クラスでは、異年齢保育にも力を入れています。地域交流では、ハロウィンで尻手駅前の店にお菓子を渡して、訪問した子どもたちに配ってもらったり、勤労感謝の日に消防署の出張所に訪問させてもらう計画を立てたりしています。クラス担当職員は、5歳児には特に、社会的な体験が得られる機会を設けるように努めています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児保育を実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 室内や戸外活動の中で、自分がしたいことを職員に見守られながら取り組むなど、少しずつ遊びを生活習慣につなげていくようにしています。室内は清潔を保つように、食事の後の拭き掃除や、玩具の消毒を行っています。子どもたちが安全な空間で自由に遊べるように、職員の配置を工夫し、定員よりも多めにしています。職員は子ども一人ひとりの気持ちを尊重し、子どもが自分で好きな遊びを選べるようなスペースを作るようにしています。それぞれの家庭環境が違うだけでなく、子どもの成長の差が大きい時期でもあるので、ほかの子どもとのかかわり方に配慮しながら見守ります。集中して子ども遊んでいる時には、ほかの子どもに邪魔にされないように、職員自身が子どもの気持ちを理解し、支援します。戸外では散歩の途中に地域の方々から声をかけてもらったり、公園でほかの園や、保育園に通っていない子どもと混じって遊んだりしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年齢に合わせて、一人ひとりの子どもの発達に応じた生活習慣が定着していくようにしています。3歳児はクラス合同ですが、担任が付き添いながら生活の中でできることを確認していきます。4歳児では、七夕等の行事を実施する時には、子どもたちが中心になって計画し、協力し合うことによって達成感が得られるようにしています。生活空間の把握ができるようになり、自分でできることが多くなってきます。年上の5歳児を見てやりたいことや、自分で決めてやれることを引き出していけるようにしていきます。5歳児では、特別にできる係など、任されることを楽しみ、自分の役割を大切にしながら過ごしています。3~5歳児は、いろいろなものを育てて名前を知り、いつ実ができるか知っていくことによって、学びにつなげていけるようにしています。職員は、子どもの年齢に合わせた活動の中で、危険ポイントを察知し、そばで未然に防ぎ、万が一事故が起こってしまっても、重大事故にならないようにしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園は高層マンションの2階にありますが、エレベーターを使って、身体に障がいのある子どもも通園できるようになっています。障がいのある子どもが入園する際には、川崎市の通知を受け、事前に保護者と打ち合わせを行ったうえで入園後の個別指導計画を作成します。面談の際には子どもを同伴してもらい、観察しながら入園後の対応を園長、統括主任、主任、担当職員が検討します。入園後の活動や、定期検診等で気になる子どもが見つかった場合には、職員会議で話し合いを行い、保護者と面談して今後の子どもの育ちについて相談します。子どもの様子は個別支援日誌に記録し、振り返りを行って次月に生かします。日々の情報共有は昼打ち合わせで行い、職員会議や給食会議でも、子どもの心身の状態を報告します。子どもの登園状況によっては、統括が対象の子どものクラスに入って、保育を支援することもあります。園長は必要に応じて、川崎市南部地域療育センターや発達コーディネーターの資格を持った保育士と連携し、相談や助言を受けています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、一人ひとりの一日の生活リズムや在園時間が異なることを踏まえて、活動と休息のバランスが保たれるようにしています。長時間利用の対象者は10名以下で、月間利用の申請を行って登録します。園の利用時間帯は、令和4年度現在、午前7時~20時で、7時半くらいから18時半が利用者の大多数を占めています。そのため、現在補食は提供せず、おやつを出しています。提供したおやつは検食簿に記録します。担当職員は昼打ち合わせの際に、長時間利用をする子どもの体調や、きげんを確認し、情報共有します。夕方になれば、子ども一人ひとりの体調や興味に合わせて、年齢に合った玩具を出したり、マットを敷いたスペースでのコーナー遊びができるようにするなどしています。降園の際には、昼の申し送りや伝達記録をもとに、その日の子どもの様子をできるだけ細かく保護者に伝えるようにしています。担当が在園しているときは、必ず保護者と顔を合わせて話すように努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年間指導計画の4期目に行う取り組みの中に、「就学に向けて身につけていきたいことを準備する」という記載があり、法人独自の「入学準備プログラム」を担当が保育に組み込んだり、食事のマナー、交通ルール等の生活習慣について教えたりしています。職員は、「小学校入学前のしおり」に沿って、卒園前の準備を行っています。保育所児童保育要録は、5歳児担任の職員が作成します。入学の前に書面で小学校から連絡が来るので、進学先の小学校に送ります。その際には必要に応じて保護者の様子や、子どもの様子を追記します。電話で進学先の担当職員と話すこともあります。園の卒園児は2~3校に進学しますが、就学先の小学校の担当教員と職員は、地域の小学校と幼保小連絡会で、子どもについての意見交換を行っています。現在のところは、学校からの問い合わせがある時に、応じる形で対応しています。小学校からは入学前に、必要に応じて連絡がくることになっています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保健指導計画では年間目標として、生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身に付ける、心身の発育と発達を促し、健康な心身を作る、病気の早期発見と感染予防に努める等を定め、保護者に周知しています。取り組みとして、目標と行事、指導、管理、保育内容と実施事項、保護者へのお願い事項を決めています。また、令和4年度の保健年間計画評価表があり、2か月ごとに看護師が月の目標、病欠や感染者数、事故報告、保健指導、自己評価を記載しています。子どもの健康状態は、健康調査票等各種の記録で管理を行っています。保健だよりを保育業務支援システムから配信するとともに、園内の掲示、送迎の会話でも、乳幼児突然死症候群についての知識や、取り組みについて説明しています。看護師は、保健日誌で年齢、クラス、在籍、出席、欠席、病欠状況、個別に気になる子どもの体調を記録しています。職員会議の中では、看護に関する情報を看護師が職員に伝えています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2か月に1回の健診、年1回の歯科健診の記録と結果は、保育業務支援システムの連絡帳に記載して伝えています。令和4年度は紙面からデータへの移行の途上にあるため、歯科健診と園医健診はまだ紙面で管理し、必要時に閲覧して職員が周知しています。職員に対しては健診日当日の昼打ち合わせで、園医の言葉を伝えて情報共有しています。健康診断や歯科健診の前には、保護者に健診があることを連絡帳で知らせ、嘱託医への質問があれば、記入してもらいます。質問に対する園医や看護師の回答は、担当職員を通して保護者に伝えられ、家庭での生活や園での活動に生かされています。また健診日には看護師から、少しでも気になっている子どもの状態を園医に相談します。園医が服薬を指示し、保護者に通院を要請することもあります。担当者は保護者と連絡を取り、保護者と園医が直接話し合えるようにします。また、家庭での状況や病院を紹介してもらったことなど、家庭での動きを保護者から共有してもらうこともあります。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「施設運営の手引き」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「医師の診断書」「アレルギー他健康管理面談」等、園の記録を基に対応しています。食物アレルギーチェックシートでは、幼児食の献立表に昼食とおやつ献立名、代替え食を書き込む欄に提供時の確認者が署名し、園長が確認印を押しています。園長、栄養士、担任職員が子どもの状況に応じて、家庭での進捗、病院に行った後など、節目節目に保護者と面談を行いながら、得た情報を園での生活に生かしています。かかりつけ医は1歳児健診、全員の子どもを対象とした健診で毎月来園してくれるので、園医から最新情報を得ています。また、卒園したきょうだいがいる在園児の保護者からは、小学校での情報を聞いています。発熱で早退する子どもや感染症にかかっている子どもに関する情報を、必要に応じてかかりつけ医に伝えています。アレルギー対応やアナフィラキシーに対する補助治療剤は、職員が適切に対応できるように担当の職員が研修を受けています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食育計画は、1、2歳児、3～5歳児の2種類あり、年度ごとにテーマを設けてクラスでの活動内容を決めています。世界の料理や郷土の料理を決め、毎月提供して、日本の郷土料理や外国の料理を味わえるような工夫をしています。保護者が食事に関する相談をしてきたときには、家庭用の献立を作って渡すこともあります。試食会はコロナ禍の影響で現在中止していますが、今後再開したいと考えています。食器やカトラリーは法人指定のものを使用しています。食事をすることは、職員が一人ひとりの子どもの育ちに合わせた声掛けをするよう努めています。入園したばかりのときは、苦手なものがあつた子どもも、環境が変わることで、たくさん食べるようになっていきます。苦手な食材は、きのこ、野菜等が多いですが、食育で遊びながら野菜に触れることによって、意識付けをし、食べられるよう工夫をしています。子どもたちが選んだミニトマト、きゅうり、おくら等の野菜を育て、収穫し、生長の過程や収穫の喜びを味わうとともに、関連性のある献立を作って興味を惹くようにしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「施設運営の手引き①」の中に給食衛生管理、調理、洗浄、消毒について記載しています。調理室の衛生管理は衛生管理チェック表を作成し、日々確認することで行っています。献立を立てる際は、節句、七夕、お月見、クリスマス、お正月、節分など、日本の行事や四季折々の季節を意識できるものを、食材として入れるようにしています。地域の食文化や行事を取り入れ、神奈川県産メニューとして、シラスのかき揚げ、けんちん汁等を提供しています。食材は可能な限り新鮮なものを使用し、切り方も子ども一人ひとりの育ちに合わせた大きさを工夫します。給食会議では、各クラスの喫食の様子、食育実施時のメニューと子どもの反応、配慮が必要な子ども、残食の内容や子どもの嗜好を把握し、毎日の提供状態を検査簿に記録しています。令和2年度から、栄養士は子どもたちの食事の様子を、出入り口扉の窓ガラス越しに観察しています。栄養士は子どもたちの年齢に合わせて、食育の時に調理を指導したり、食べ物の働きについて教えたりしています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日ごろの送迎の際の保護者との会話、連絡帳等で、保護者が育児を取り巻く状況に関して相談しやすい雰囲気を作るように心がけています。登園の際には、担当職員が伝達記録を記入して、家庭の状況や保護者からの伝言、注意事項等を記録します。連絡帳は、保育業務支援システム内のツールを使うことで、保護者も使いやすくなったという声があがっています。園だより、保健だより、食育だよりも、保育業務支援システムのツールを使って発信しています。保護者からの相談や面談等の希望があった場合には、できるだけ早期に時間を取り、対応します。行事の様子をビデオ上映会で伝えたり、ドキュメンテーションは、内容を写真や紙面で掲示したりしています。ホームページ内のブログでは、子どもの園での様子を配信しています。集団活動になるようなイベントは、コロナ禍の影響で開催が難しいため、今後は工夫が必要だと考えていますが、令和4年度からは中止していた行事を少しずつ再開しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育の中では、保護者との情報交換ツールとして、保育業務支援システムの連絡帳を利用しています。1、2歳児は毎日、3～5歳児は保護者からの問い合わせがあったときに返事を書いています。園内には保育に関する情報や、厚生労働省からの通達等を掲示するスペースを設けて、情報発信に努めています。川崎市から来たお知らせは、個別に配付することもあります。個人面談も年に2回実施していましたが、令和2年度からは1度にして、保護者からの希望があれば随時機会を設けています。保護者によっては、子どもの育ちに不安を感じることもあるため、担当職員が可能な限り相談に応じ、支援しています。相談内容は個人面談記録に記録し、個別ファイルに保管しています。職員がクラス内で課題を解決することが難しいと感じたときには、統括主任や主任が相談に乗り、対応しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「施設運営の手引き」心得・コンプライアンス編や保育園安全管理、危機対応マニュアルがあり、具体的なチェックの手順、虐待の早期発見、予防、支援のためのチェックリスト、評価用紙を記入する際の配慮事項について記載しています。評価用紙、児童虐待通告書等の書式も掲載しています。職員は子どもが登園した際に、子どもの全身状態を視診するとともに、保護者の体調や様子を観察します。気になる点があった場合には、担任職員から主任、統括主任、園長へと状況を報告します。虐待の疑いがあると判断した場合は、幸区役所地域見守り支援センター、保育所等地域連携担当、しゃんぐりらこども家庭支援センター、地域の保健師等、関係機関と連携します。マニュアルに基づいた虐待に関する研修は、園内研修として施設長が12月に行う予定です。法人が開催する安全委員会では、定期的に職員の危機管理についての研修について指示を出しています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長、主任、その他の職員全員が、就業年度や職責に合わせた内容の個人能力向上シートを使って、定期的に自己評価を行っています。自己評価は月ごとの目標と振り返り、年度末のまとめに対する園長のコメント、研修実績で構成されている部分と、職責ごとに設定してある項目を、年に2度数値評価する表に分かれています。職員は毎月、半期、期末の振り返りを行うことによって自らの保育を評価し、次年度の目標を設定します。また、1、2歳児クラス、3～5歳児のクラスリーダーが集まるリーダー会議、職員会議の中で、クラスで実施した保育について話し合い、評価・反省します。職員は話し合いを通じて、子どもたちの状況や今後の課題について考え、今後自分が必要とする学習内容や、実施予定の研修についても検討しています。保育所全体の自己評価は、川崎市の保育所評価マニュアルを使って行いますが、現在評価は園長と主任で行っています。今後は全職員で、自己評価を保育所全体の評価につなげていくような取り組みをすると良いでしょう。</p>	